

県南広域振興局長告示第 68 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、更木島東部土地改良区（北上市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 10 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

(1) 理事

畑 福 安 一 花巻市東十二丁目第 19 地割 271 番地

(2) 監事

小田島 久 一 北上市更木 27 地割 18 番地 1

2 退任

(1) 理事

大 木 直 義 花巻市東十二丁目第 25 地割 136 番地 1

(2) 監事

畑 福 安 一 花巻市東十二丁目第 19 地割 271 番地